

IDEX CLUBカード JCB会員特約

第1条 (名称)

本カードは株式会社新出光（以下「新出光」という）と株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という）が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「IDEX CLUBカード JCB」（以下「CLUBカード」という）と称します。

第2条 (会員資格)

本特約ならびにJCB会員規約を承認のうえ入会の申し込みをした方で、JCBと新出光が適格と認めた方を会員とし、CLUBカードを貸与します。

第3条 (会員資格の喪失)

会員が新出光もしくはJCBの一方から、カード会員資格を取り消される場合があっても、このことにより、新出光会員としての資格を喪失するものではありません。

第4条 (新出光のサービスの利用)

- 1.会員は、新出光より、その提供する特典・サービスを受けることができます。
- 2.会員が前項の特典・サービスを受ける場合には、新出光の所定の方法に従うものとします。

第5条 (更新)

CLUBカードはその有効期限の3ヶ月前に直近9ヶ月間の利用がなかった場合、有効期限を更新した新たなカードは発行しないものとします。

第6条 (本特約の改定など)

- 1.本特約の改定は、JCB会員規約（会員規約およびその改定）が適用されるものとします。
- 2.本特約に定めのない事項については、JCB会員規約が適用されます。

(TK049200・20210915)

個人情報の取扱いに関する同意事項に係る特約

第1条 (新出光への個人情報の提供及び利用に関する同意)

- 1.会員および入会を申込みされた方（以下あわせて「会員等」という）は株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という）が保護措置を講じた上で、株式会社新出光（以下「新出光」という）、イデックスグループおよびイデックスグループ特約店（以下新出光、イデックスグループあわせて「当グループ各社」という）に対し、当グループ各社における会員管理を目的として、下記の個人情報を提供し、当グループ各社がこれを利用することに同意します。
なお、当グループ各社の最新情報につきましては、次のホームページで確認できます。URL: <http://www.idex.co.jp/privacy/index.html>
(1)JCB会員規約に基づきJCBに届出のあった情報もしくは会員がJCBに提出する書類に記載されている情報
(2)IDEX CLUBカード JCBまたはIDEX CLUB POINT CARD JCB（以下「CLUBカードまたはCLUB POINT CARD」という）の申込により発行されるカードの番号・有効期限および変更後のカード番号・有効期限
(3)カード会員番号が無効となった事実（但し、その理由は除く）
(4)カード会員資格の喪失（但し、その理由は除く）
(5)本カード申込に対する審査の結果（但し、その理由は除く）
- 2.会員はJCBが保護措置を講じた上で、当グループ各社および株式会社山口情報処理サービスセンターに対し、CLUBカードまたはCLUB POINT CARDに付帯するサービスの提供を目的として、下記の個人情報を提供し、当グループ各社および株式会社山口情報処理サービスセンターがこれを利用することに同意します。
(1)会員の本人カードのご利用に関する、利用日、利用金額、利用店名、商品名等のご利用状況、契約内容に関する情報
- 3.会員はJCBが保護措置を講じた上で、当グループ各社の事業における、①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、②市場調査・商品開発、および、③宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的として第1項(1)および前項(1)の個人情報を提供し、当グループ各社がこれらを利用することに同意します。
- 4.会員は、当グループ各社の事業における、①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、②宣伝物・印刷物の送付等の営業案内を目的として当グループ各社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で個人情報を当該委託先に預託することに同意します。その場合には、当グループ各社は委託する会社と契約を結び個人情報を適正に管理できるようにするものとします。
- 5.会員は、本条第2、第3、および第4項の同意の範囲内で当グループ各社が当該情報を利用している場合であっても、当グループ各社に対し、その中止を申し出ることができます。
新出光カスタマーセンター：0120-285-785 092-262-3601

第2条 (JCBへの個人情報の提供及び利用に関する同意)

- 1.会員は、当グループ各社が保護措置を講じた上で、JCBに対し、JCB会員規約記載の目的のために、下記の個人情報を提供し、JCBがこれを利用することに同意します。
(1)会員と当グループ各社間の契約等に基づき、当グループ各社に届出のあった情報または会員が当グループ各社に提出する書類等に記載されている情報
(2)当グループ各社における会員の会員資格およびこれに関連する情報
- 2.会員は、当グループ各社が保護措置を講じた上で、JCBに対し、本特約第1条第2項記載の目的および当グループ各社の事業に関する宣伝物・印刷物の送付のために、前項(1)に定める個人情報を提供し、JCBがこれを利用することに同意します。
- 3.会員は、前項の同意の範囲内でJCBが当該情報を利用している場合であっても、JCBに対しその中止を申し出ることができます。

(TK049201・20241031)

IDEX CLUBカード JCB キャッシュバックサービス規定

第1条 (規約の目的等)

- 1.本規定は、株式会社新出光（以下「新出光」「IDEX」という）と、株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という）との提携により発行するIDEX CLUBカード JCB（以下「CLUBカード」という）の会員（以下「会員」という）に対して提供するCLUBカードのご利用特典（以下「キャッシュバックサービス」という）の内容、およびその特典を受けるための条件を定めたものです。
- 2.新出光ならびにJCBは、必要があると認めたときにはいつでも事前、または事後に会員に文面にて通知してこの規定を変更できるものとします。
- 3.本規定の定めのない事項については、JCB会員規約の定めるところに準じるものとします。

第2条 (キャッシュバックサービスの内容等)

- 1.キャッシュバックサービスは会員がIDEXグループに加盟するCLUBカード取扱給油所（以下「IDEX SS」という）で、CLUBカードによりハイオクガソリン・レギュラーガソリン・軽油（以下「指定商品」という）を購入した場合、その前月のCLUBカードご利用代金のご請求時に確定した獲得ポイント（第3条第3項に定めるものをいう）に応じて購入月の翌々月のご利用代金のご請求時に還元金を受け取ることができる制度です。
- 2.CLUBカードでは「Ok! Dokiポイントプログラム」を利用することができません。

第3条 (ポイントの付与)

1. 会員の各月の CLUB カードご利用代金明細に記載される新規ご利用分の内、金融サービス利用額および当該手数料、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払い手数料、CLUB カード年会費、ならびにその他所定のものを除いた合計金額に対し付与するポイントを、買上ポイントとします。
2. 新出光または JCB は、特定の会員に対して別途ボーナスポイントを付与することができます。
3. 本条第 1 項の「買上ポイント」、第 2 項の「ボーナスポイント」の合計を各月の会員の獲得ポイントとします。
4. 買上ポイントは、原則として初回のご請求時に付与されます。ただしショッピング 2 回払い・ボーナス 1 回払いをご利用の場合はそれぞれのご請求時の付与となります。
5. ポイントは付与された月の翌月の指定商品の購入にかかわるキャッシュバックサービスに限り有効で、別の月に適用することはできません。
6. 新出光または JCB は会員が IDEX CLUB カード JCB 会員特約、JCB 会員規約及び本規定を遵守していないと認めた場合、当該会員へのポイントの付与を拒否することができます。
7. 家族会員の CLUB カードご利用金額に基づくポイントは、当該家族会員の属する本会員のポイントと合算してその本会員に付与されます。
8. 新出光ならびに JCB は、本会員に付与するポイントの上限を定めることができます。

第 4 条 (ポイントの取消)

商品・役務等の購入取消等により、会員の CLUB カードご利用代金の全部または一部が取り消された場合、付加価値税還付先を CLUB カードに指定した場合(※)、当該取消額および還付額に応じた買上ポイントは JCB 所定の方法により、取り消されるものとします。

※付加価値税還付：外国で支払われた現地の付加価値税(日本の消費税にあたる)を所定の手続きを行い、外国税務当局から払い戻してもらう手続きのこと。

第 5 条 (ポイントの計算)

1. 会員の買上ポイントは、各月のカードご利用代金明細に記載される新規ご利用金額(金融サービス利用額および当該手数料、ショッピングリボ払い・ショッピング分割払い手数料、CLUB カード年会費、ならびにその他所定のものを除く、また 1,000 円未満は切り捨て)に対して、1,000 円ごとに 0.1 ポイントとして算出され、その会員に付与されます。
2. ボーナスポイントは、新出光または JCB があらかじめ告知する所定の条件・方法によって算出され、その対象会員に付与されます。

第 6 条 (キャッシュバックの実施)

1. 前条で算出されたポイントの合計を各月の会員の獲得ポイントとし、これに新出光ならびに JCB が定めた所定の率を乗じて、指定商品別に翌月の購入についての 1 リットルあたりの還元単価を確定し、本会員へのカードご利用代金明細に表示します。
2. 還元金は、各月に確定した 1 リットルあたりの還元単価に、翌月の指定商品それぞれの購入量を乗じて算出します。なお、小数点以下は切り捨てます。
3. 還元金は、カードご利用代金明細上で指定商品の購入金額と対等額において相殺します。
4. 新出光ならびに JCB はキャッシュバックサービスの還元対象となる指定商品の各月の購入限度量を定めることができます。

第 7 条 (還元の対象となる購入)

1. キャッシュバックサービスにおける還元の対象は、IDEX グループ内での指定商品の購入でなくてはなりません。
2. キャッシュバックサービスは、前月のカードご利用代金明細でポイントを獲得した本会員及び、その家族会員の所持する CLUB カードの利用でなくては適用になりません。

第 8 条 (複数カードの取り扱い)

会員が CLUB カードを複数枚所持している場合には、本規定に基づきカード毎にポイントを計算し、還元単価を確定し、還元金の相殺を行なうことになり、それらを合算することはできません。

第 9 条 (公租公課)

会員は、キャッシュバックサービスで受けた還元金について公租公課が課せられる場合、当該公租公課を負担するものとします。

第 10 条 (権利の消失)

会員が理由の如何を問わず、CLUB カード会員資格を喪失した場合、本規定におけるすべての権利・義務は自動的に消滅するものとします。

第 11 条 (権利の譲渡等)

会員は、理由の如何を問わずキャッシュバックサービスにおける権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第 12 条 (キャッシュバックサービスに関する疑義等)

ポイントの付与、ポイントの有効性、還元金額など会員のキャッシュバックサービスに関する疑義は、新出光または JCB の決するところによります。

第 13 条 (終了・中止・変更等)

1. 新出光ならびに JCB は営業上その他の理由によりキャッシュバックサービスを終了もしくは中止、または内容変更することができるものとします。この場合、新出光ならびに JCB は、事前にホームページ等で公表または本会員に通知します。
2. キャッシュバックサービスの内容は、日本国の法律の下に規制されることがあります。

第 14 条 (業務の委託)

会員はキャッシュバックサービスにかかわる還元金額の算出業務を JCB が株式会社山口情報処理サービスセンター(以下「YDS」という)に委託することに同意します。

第 15 条 (会員情報の提供と交換およびその保護)

1. 会員は YDS と JCB (以下「両社」という)においてキャッシュバックサービスにかかわる還元金額の算出業務に必要な範囲で会員に関する情報の提供または交換がなされることに同意します。
2. 会員は、本条第 1 項により知り得た会員の情報について、両社が必要な保護措置を行なった上で取り扱うことに同意します。

(TK049202・20120308)